

## 平成29年度観光客の利便性・満足度向上事業 (観光施設等のトイレの洋式化) 補助金交付の手引き

### 1 事業の目的

県内の観光スポット及びその周辺における公衆トイレを洋式化及びその機能を向上する事業に対して補助を行うことにより、県内での観光客の満足度と利便性の向上、受入体制の充実・強化を図ることを目的としています。

### 2 補助対象者

平成29年度観光客の利便性・満足度向上事業(観光施設等のトイレの洋式化)補助金(以下「県の補助金」といいます。)の補助対象者は、国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)(以下「国の補助金」といいます。)の補助対象事業者と同様(県は除く。)とします。(国の補助金「公衆トイレの洋式化及び機能向上」応募要領1P参照)

### 3 補助対象立地要件

公益社団法人香川県観光協会(以下「協会」といいます。)の補助金の補助対象となる立地要件は、国の補助金の立地要件と同様とします。(国の補助金「公衆トイレの洋式化及び機能向上」応募要領2P参照)

### 4 補助対象経費

協会の補助金の交付対象となる経費は、国の補助対象経費と同様とします。なお、他の県の補助事業の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象となりません。(交付の可能性のあったものの、交付を受けないものとなったものについては、交付の対象となる可能性があります。)(国の補助金「公衆トイレの洋式化及び機能向上」応募要領3P参照)

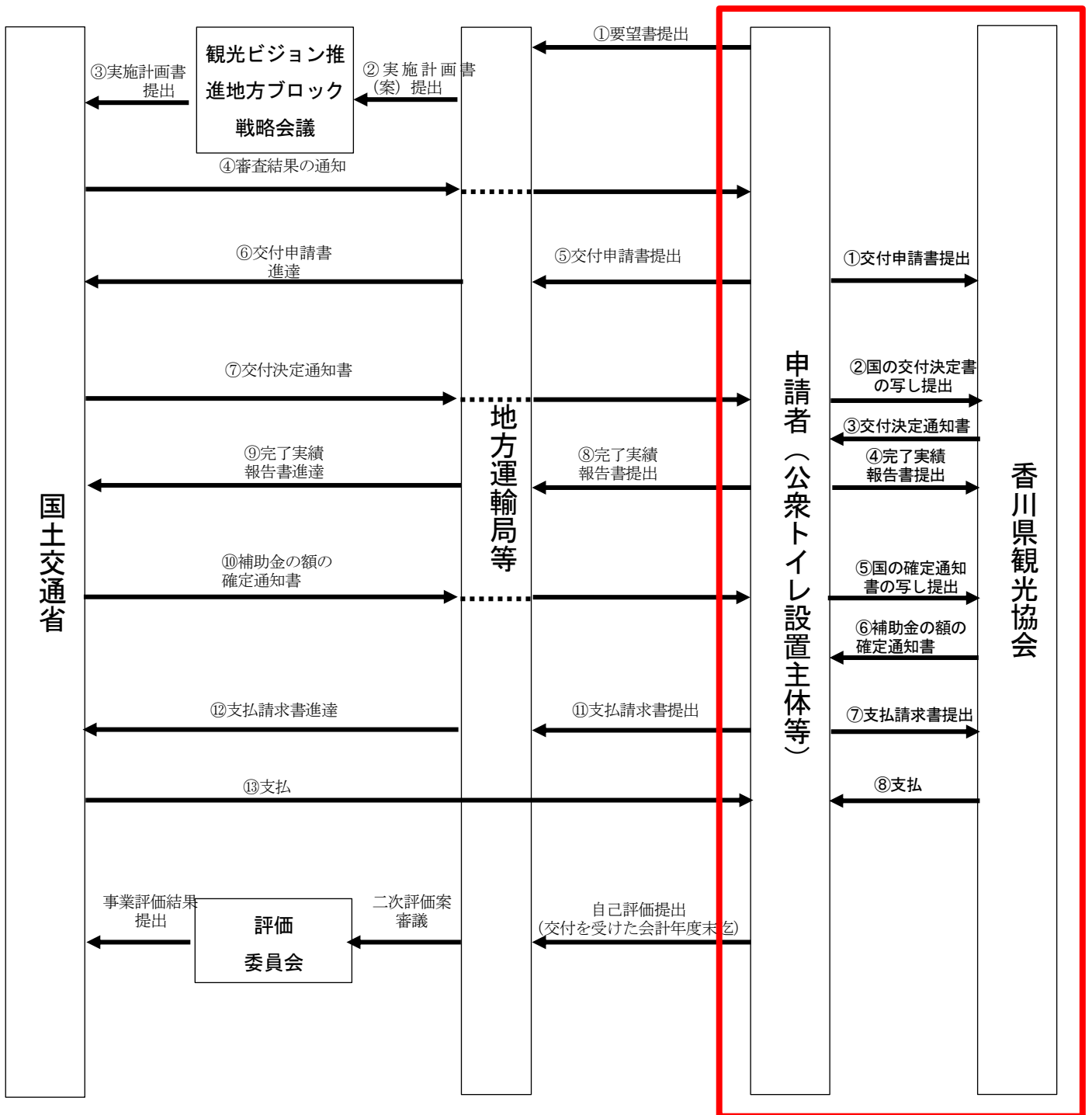
### 5 補助率及び補助限度額

協会の補助金の補助率は1/3、補助限度額は1施設につき20万円です。(施設とは、ある用途のために建てられている建物及び建物の一区画をいいます。同一敷地又は同一建物内において、同一用途の建物又は建物の区画が複数ある場合で、かつ、所有者又は管理者が同じ場合には、それぞれの建物又は建物の区画をあわせて1施設とします。)

### 6 公衆トイレにおける運用開始等期限

やむを得ない事情により、本事業を年度内に完了することが困難な場合は、平成30年3月10日までに、その理由を付して、状況報告書を提出してください。

7 事業のスキーム



## 8 交付申請及び交付決定等

### (1) 申請期間

平成29年6月16日(金)～

※予算が無くなり次第、受付を終了させていただきます。

※なお、国の補助金の応募締め切りは平成29年10月31日(火)17時[必着]となっております。

### (2) 提出書類等

国の補助金の申請と同様、以下に挙げるものを、紙媒体に加え電子データで担当までお送りください。

#### ① 交付申請書

- ・協会の補助金の交付要綱で指定した様式に、国へ提出する交付申請書及び資料の写しを添付し、協会に提出してください。
- ・国と協会への提出日は原則同日にしてください。

#### ② 国の交付決定通知書の写し

- ・国から交付決定通知書が届いてから、その写しを1週間以内に協会に提出してください。

#### ③ 完了実績報告書

- ・補助事業の完了後、1か月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに県の補助金の交付要綱で指定した様式に、国へ提出する完了実績報告書及び資料の写しを添付し、協会に提出してください。
- ・国と協会への提出日は原則同日にしてください。

#### ④ 国の確定通知書の写し

- ・国から確定通知書が届いてから、その写しを1週間以内に協会に提出してください。

#### ⑤ 支払い請求書

- ・完了実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、県から補助金の額の確定通知書を送付するので、速やかに県の補助金の交付要綱で指定した様式に、国へ提出する支払い請求書及び資料の写しを添付し、協会に提出してください。
- ・国と協会への提出日は原則同日にしてください。

### (3) その他

- ① 交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額※を原則、減額して記載するものとします。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重

複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- ② 使用経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。
- ③ 虚偽の申請が発覚した場合は、交付決定後であっても県の補助金の交付を取り消す場合があります

(4) 提出先（お問い合わせ先）

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

公益社団法人香川県観光協会 池田

E-mail: am4351@pref.kagawa.lg.jp

TEL : 087-832-3360

9 交付決定後の注意事項

(1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、国土交通省大臣の承認を得た上で補助事業の経費の内容若しくは配分を変更する場合等には、協会の会長の承認を受けなければいけません。また、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、協会の会長の承認を受けなければいけません。

(2) 状況報告

補助事業期間中において、協会の会長の要求があった場合には、速やかに状況報告書を協会の会長に提出しなければなりません。

(3) 補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

(4) 取得財産の管理等

補助事業において取得した財産については、国の補助金の交付要綱に基づき、善良なる管理者の注意をもって、適切に管理してください。

取得価額又は効用の増加価格が1件当たり50万円を超える機械及び重要な器具又は告示（平成22年国土交通省告示第505号（ただし、同告示が改正された場合は改正後の告示））により定められたものの取得財産については、事業終了後も一定期間において、その処分等につき協会の会長の承認を受けなければなりません。なお、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返納してもらうことがあります。